

東海学園大学図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東海学園大学学則第6条の規定に基づき、東海学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、東海学園大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び学修に必要な図書、雑誌、データベースその他の情報資料を収集・管理し、主として本学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者及び地域貢献等の諸活動に対し必要な学術情報を提供することを目的とする。

(構成)

第3条 図書館は、三好キャンパス図書館及び名古屋キャンパス図書館をもって構成する。

(図書館長・副館長)

第4条 三好・名古屋の両キャンパス図書館を統括管理するため、本学に図書館長1名及び副館長1名を置く。

2 図書館長及び副館長の選考等に関する事項は、「東海学園大学図書館長規程」の定めるところによる。

(委員会)

第5条 「東海学園大学各種委員会規程」に基づき、図書館・研究紀要委員会を置く。また、各キャンパスの図書館運営に必要な事項を審議するため、それぞれのキャンパスに図書館運営委員会を置くことができる。

(事務組織等)

第6条 図書館の事務組織及び分掌については、「学校法人東海学園組織規則」及び「学校法人東海学園分掌事務規程」の定めるところによる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用、運営及び業務に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。